

感染防止対策(チェックリスト)

項目		チェック内容	施設の具体的対応
現状のリスク評価	接触感染のリスク評価	■高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドア取手、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、レジ、蛇口、手すり、靴ベラなど)には特に注意	・高頻度接触部位の清掃、消毒強化をする
	飛沫感染のリスク評価	■換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況の評価	・鑑賞・買い物の態様を踏まえ、該当箇所を特定し収容人数減等の対策を実施する ・館内の椅子を間引く
	集客施設としてのリスク評価	■多人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での滞在が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について評価	・これまでの施設利用者の動向等に鑑み、来館者へ要請、注意喚起を実施する
	地域における感染状況のリスク評価	■地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価	・社会教育課と連携し、情報収取する
基本的な留意点		<ul style="list-style-type: none"> ■人との接触を避け、対人距離を確保(最低1m、できるだけ2mを目安。) ■感染防止のための来館者の整理(密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入館制限を含む。) ■入口及び施設内に手指消毒設備の設置 ■マスクの着用(職員及び入館者に対する周知) ■施設の換気(窓開け、換気扇、扇風機等) ■施設の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・記帳台は雨天時以外は外に出し、密にならない工夫をし誘導を図る ・感染防止の注意喚起を提示する(掲示物の設置、スタッフによる声掛け、ホームページ等での告知) ・3密を避けるため入場制限を設ける ・団体受付は行政の方針に基づいて行う ・施設入口、館内に手指消毒液を設置する ・スタッフ、職員全員のマスク着用を義務付ける ・来館者へマスク着用の要請をする ・空調を行う際、外気を取り入れながら運転する ・市販洗浄剤で清拭、消毒をする
入館制限		<ul style="list-style-type: none"> ■具体的な入館制限の基準の設定 ■入館制限を行う際、待機場所が密にならない工夫 ■入館制限について県民の理解が得られるよう丁寧な説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内最大25名、各部屋5名程度までとする ・団体(20名以上)の同時入館数は都度相談をする ・整理券の発行 ・ホームページ等で周知、広報などをする
症状のある人の入館制限		<ul style="list-style-type: none"> ■発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある人は入館しないよう呼び掛け。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入館を制限 ■万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入館者等の名簿を適正に管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・感冒様症状を呈している者の入館制限する旨を掲示する ・該当者が見受けられた場合はスタッフが声掛けをする ・利用者の住所、氏名等を記録する(団体の場合は代表者または申込者のみ)
共用物品・設備の消毒等		<ul style="list-style-type: none"> ■他人と共用する物品の使用中止 ■手が頻回に触れる又は複数の人の手が触れる物品の適宜消毒 ■複数の人の手が触れる場所を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な消毒が行えない物品(スリッパ、下足用番号札、ひざ掛け、コインロッカー)は使用中止にする ・貸出物(杖、車椅子)について十分な消毒を行う ・不特定多数が頻繁に触れる部分(ドア取手、手すり等)、物品(アンケート用鉛筆、靴ベラ等)の清拭消毒を行う
入館受付窓口、物販レジ等		<ul style="list-style-type: none"> ■レジなど、人と人が対面する場所は、アクリル板などで遮蔽 ■物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない ■直接手が触れないための対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口、物販レジに透明アクリル板などの仕切りを設置する ・サンプル品、見本品は極力ショウケースに入れ、販売商品本体は従事者が取り扱う ・現金、チケットの受渡しは手渡しではなく、カルトンを使用する ・パンフレットや館内での注意事項を記載した紙もカルトンを使用し配布する
トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ■便器内は、通常の清掃 ■不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施 ■ペーパータオルを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドア、蛇口、スイッチ等の清拭消毒を1時間毎行う ・ペーパータオルを設置する ・手指消毒液を設置する

<p>休憩スペース(管理棟)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする ■休憩スペースは、常時換気することに努める ■共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプ椅子を間引く ・ソファ等は間隔調整する ・ウォーターサーバーを撤去する ・常時喚起する ・不特定多数が頻繁に触れる部分(ドア取手等)、物品(アンケート用鉛筆、閲覧用図書等)の清拭消毒をする
<p>ゴミの廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ■ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用 ■マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの回収はマスク、手袋を着用する ・ゴミの密閉、清掃後の手洗いを徹底する
<p>清掃・消毒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃 ■通常の清掃のほかに、不特定多数が触れる環境表面を、清拭消毒 ■手が触れることがない床や壁は、通常の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・市販洗浄剤での清拭消毒する(不特定多数が触れる環境表面を定期的に清拭消毒)
<p>個々のスタッフの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■体調管理の実施 ■スタッフ控え室・事務室の環境整備 ■手洗いや手指消毒の徹底 ■ユニフォームや衣服はこまめに洗濯 	<ul style="list-style-type: none"> ・検温等による体調管理をする(出勤前に自宅等での検温をし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も自宅待機とする) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 ・スタッフ控え室、事務室の入退室前後に手洗い、手指消毒を励行 ・スタッフ控え室、事務室は常時換気する ・スタッフ控え室、事務室のテーブル、椅子等の物品は定期的に清拭消毒する ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する ・ボランティアスタッフは当面活動中止とする
<p>感染が疑われる者が発生した場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える ■感染が疑われる者が発生した場合の対応を整える ■従事者、ボランティアスタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄の保健所の住所録作成 ・発生時は速やかに別室へ隔離 ・対応する従事者はマスクや手袋の着用を徹底 ・医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けて対応 ・速やかに社会教育課へ報告 ・関係各所の要請には全面的に協力し、必要な情報提供を行う